

石川達三と東京裁判：
『生きてゐる兵隊』戦後版の受容をめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-01-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 五味渕, 典嗣 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6610

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



石川達三と東京裁判

——『生きてゐる兵隊』戦後版の受容をめぐる——

五味 潤 典 嗣

1 はじめに——問題の所在

東京で極東国際軍事裁判（東京裁判）が開廷した翌日の一九四六年五月四日、GHQ国際検察局（International Prosecution Section 以下IPSと略記）のジョゼフ・キーンナン局長は、三〇名の検察官に宛てて、尋問対象者の割り振りなどを定めた文書を発信した。この段階で名前の挙がった尋問対象者は、A級戦犯容疑者・首相経験者を含む一五四名。その中で唯一の文学者が、石川達三だった。¹

国際検察局が石川に注目した理由はさしあたって明白である。彼が『生きてゐる兵隊』の著者だったからだ。日中戦争初期の南京で日本軍が行った暴虐行為を示唆する記述を含んだこの作品に対し、当時の日本の検閲権力が厳しい姿勢で臨んだことはよく知られている。掲載誌『中央公論』一九三八年三月号は発売禁止処分となり、石川達三は刑事訴追されて、執行猶予つきの実刑判決を受けていた。してみれば石川は、同じテキストについて、まったく異なる立場から二度尋問を受けていたことになる。

日本敗戦直後に河出書房から単行書として刊行された『生きてゐる兵隊』の受容をめぐっては、すでに笠原十九司による研究がある。笠原は、『生きてゐる兵隊』に加え、一九五五年に発表・発行された二つの小説——三島由紀夫の『牡丹』と堀田善衛『時間』——とを取り上げて、当時の文学者たちにとっては「南京事件を記憶していることはほぼ常識」だったが、これらの作品は「広く国民に読まれる」ことはなく、「当時の日本国民の南京虐殺の記憶化に、ほとんど影響を与えなかった」とする。^②現在の日本における日中戦争史研究の第一人者である笠原の議論は、該博な知識と豊富な資料とに裏付けられた重厚なものだ。とくに『生きてゐる兵隊』の内容にかんしては、石川が「直接現場を見学したか、あるいは（石川がモデルとした——引用者註）歩兵三三連隊『南京付近戦闘詳報』や他の部隊の戦闘詳報類を見たかしなければ、不可能と思われるくらい具体的で詳細である」と、記録的な価値を高く評価している。^③だが問題は、そのような作としての『生きてゐる兵隊』が、なぜ日本敗戦後の「南京虐殺の記憶化」に「ほとんど影響を与えなかったか」ということだ。南京事件自体を否認する歴史修正主義者たちの議論に対し、笠原が主張する「記憶の国民化」が具体的にはどのようなものか、じつはあまり明確ではない。だが、もし日本語の文脈で記憶をめぐる不作為を問うならば、戦後日本社会において、南京事件をはじめとする戦時下の加害の記憶について何が語られ、何が語られなかったかを検証することが必要だ。しばしば指摘されるように、記憶はモノのように自立的な存在ではない。主体的な営為か偶然の結果かはともかく、誰かや何かに触発されて引き出されるものであり、引き出され方や受け止められ方によって微妙にその輪廓を変化させるものでもある。くり返し想起される記憶は濃密になる一方で定型的になりがちだし、語れない／語られない記憶は澁のよう

に沈殿し、場合によっては意志をもって封印されていくこともある。そうであるからこそ、記憶が語られる文脈や、位置づけられる枠組みへの問いが重要にもなる。

後述するように、『生きてゐる兵隊』は、南京戦直後の兵士たちの生々しい戦場記憶に依拠して書かれた。そのようなテクストが一九四五年末に刊行された際、どのように読まれ、どのようにには読まれなかったのか。本稿では、笠原が分析

した資料も含めて改めて読み直し、考察を深化させることを目的とする。『生きてゐる兵隊』が辿った数奇な運命を見つめ直すことは、たんに一人の作家の一つのテキストに坎する知見を深めるという以上に、戦争記憶と表現の問題、戦争記憶と批評・研究とのかわりを考えるうえで、重要な示唆を与えてくれると考えるからである。

2 『生きてゐる兵隊』戦後版のコンテキスト

『生きてゐる兵隊』は、日本語の近代文学史上でも類例のない、複雑な過程を経て公刊されたテキストとして知られている。石川達三は、河出書房版の冒頭に、以下の文章を寄せている。

此の作品が原文のまま、で刊行される日があらうとは私は考へて居なかつた。筆禍を蒙つて以来、原稿は証拠書類として裁判所に押収せられ、今春の戦災で恐らくは裁判所と共に焼失してしまつたであらう。到るところに削除の赤インキの入つた紙屑のやうな初校刷を中央公論社から貰ひ受け、爾来七年半、深く筐底に秘してゐた。誰にも見せることのできない作品であつたが、作者としては忘れ難い生涯の記念であつた。(「誌」)

石川によれば、この作の原稿は一九三八年の処分・告発の際に証拠資料として押収され、東京空襲によつて焼失してしまつた。石川が依拠したという「到るところに削除の赤インキが入つた紙屑のやうな初校刷」の所在も不明である。現在流通している本文は、カバーで「伏字復元版」「完全復元版」を謳つた中公文庫（一九九九年七月発行）を含め、敗戦後の河出書房版をもとにしている。だが、牧義之が正しく指摘したように、「戦後に生成された本文は（戦後版）として位置づけ、『中央公論』該当号や焼失した原稿とは、区別して考へる必要がある⁴」。初出段階で編集時の伏字や印刷時の鉛版

削除によって欠落した部分が埋められた他、初出本文には掲げられなかった二章（現行本文の「11」「12」）が付加されているからである。

河原理子が紹介した石川達三の「日記」によれば、一九四五年一月二八日の記述として、「生きてゐる兵隊」を河出書房から刊行することにして、今日校正を見る」との一節がある^⑤。これに従えば、石川は占領軍による新たな検閲が始まった後の段階で、戦後版の本文を作成したことになる。占領軍による検閲が、伏字や空白の使用を認めなかったことはよく知られる。ならば石川は、初出本文作成時に行われた伏字処理や削除をどのように埋め合わせ、戦後版の本文を作ったのか。久保田正文は、「作者の手もとに、雑誌発表のときのゲラ刷（伏字部分^⑥は埋められていた）のかたちで保管されたのもとに」（傍点は引用者、以下同じ）したと述べているが、久保田の言う「ゲラ刷」は、石川が書いた「初校刷」と同一のものを指すのだろうか。

そのことを考える一つの手がかりが、一九三八年に石川が刑事告訴された際に取り寄せたのだから裁判関係資料の中に含まれていた。石川の取り調べを担当した警視庁警察課の刑事が、『生きてゐる兵隊』本文で問題と見なした箇所を、初出誌『中央公論』と原稿の双方を参照しながらいちいち抜き書きし、記録していたのである（『生きてゐる兵隊』事件 警視庁警部清水文二 意見書聴取書^⑦）。『意見書聴取書』全体のうち、『生きてゐる兵隊』本文の抜き書きは五七ページ分。合計二七箇所が、（一）「我軍ノ軍紀弛緩ノ状況」（二）「我軍ノ士気沮喪セル状況」（三）「我軍ガ非戦闘員ヲ殺戮スル状況」（四）「其他人心ヲ惑乱セシムル事項」に分類されて転記されている。『中央公論』発表時の伏字部分は、一度「……」で表記され、直後のカッコ内で原稿レベルでの記述が書き込まれる、という形式で統一されている。以下、この資料の特徴をよく伝える箇所を引証する。引用中の空白や表記はすべて原資料に従っている。

①（一）（前略）日暮れ前に中橋通訳が歩兵部隊の兵に頼まれて馬の徴発に部落をあるき廻った（中略）「おい婆さん」

と彼は戸口に立つて言つた「俺達は日本の軍人だがお前の所の牛が入要だ気の毒だが貰つて行くよ」
老婆はきいきいと瘡高い声で反抗した（中略）

だがもう日が暮れかゝつてゐた暗くなるとまだ危険は多い（かまはんから持つて）帰らうと相談はまともつた

「……………（どげイ）」一人の兵は……………（老婆を突きとばして）水牛の手綱をとつた

「じたはたする……………（と命にかゝはるぜ）しかし……………（彼女は）唾を飛ばしてわめき叫びながらなほ……………

（抵抗した）この野郎めえ……………と通訳は舌打ちして……………（後から彼女の襟首をつかみ力かきり引きたをし

た彼女は）ひとたまりもなく道傍の泥田……………（の中にあふ向けざまに落ち）こんだ 兵たちはひどい泥のしぶきを浴びた

中橋は笑つて歩き出した

「（命ばかりは助けてやるぞ戦争が済んだら牛を返してやるからな）」

牛はぼくぼくと砂塵の道を歩きはしめた 兵たちは良い気持ちであつた無限の富がこの大陸にある そしてこれは……………

……………（取るがままだ）このあたりの住民たち……………（の所有権と私有財産とは野性の果物の様に（兵隊の欲するがまゝに）開放されはじめたのである（原稿三四―三六頁
中央公論一九二二頁参照）

②（８）「今からどこかへ行くのかね」

通訳は徵発品の赤い縞のある婦人用のタオルの寝巻を着てゐた

「うむ芸者買ひに行く君なんか子供だから来ちやいかんぞ」

「おい一等兵」笠原がとんでもない声で呼んだ

「貴様誰の許可を得て行くか」

「許可は得なくてもかまはんです」

「馬鹿！下士官の引率でなくては芸者買ひは許されちう事を知らんか」

「知りませんそんなことはないです」

「ある貴様だけでは外出許さんぞ笠原伍長か引率して行くなら宜しいあはは……さあ行かう」

通訳たちに笑はれながら二人は室を出て近藤と一緒になつた。さういふ場合には階級の差はお互に忘れて楽々と遊ぶのか兵隊の常識であつた

(原稿二一一—二一二頁参照)

③ (5) 憲兵隊本部は昨夜の事件をおこした場所からつい近所であつた。彼は着くとすぐに簡単なとり調べを受けた

その時に女の負傷は左腕の貫通で動脈にも骨にも触れてゐないからすぐ治るものである事を近藤は知つた。調べに当つた憲兵の口ぶりは無雑作でやゝ投げやりであつた

小事件として見られてゐるのであらうかと彼が期待する気持になつたほどであつた

ひと通り調べを終ると彼は一室に監禁され銃も剣も其他武器になる様なもの一切をとり上げられ背囊も与へられなかつた(中略)

さて どうなるのだらうか

部隊とは離れてしまつた。こゝで監禁され上海へ護送されるのだらうか。内地まで行くのだらうか。彼は格別何も考へはしなかつた。大変に落ついてゐる様でもあり、怠屈してゐるやうでもあつた。或いはひどく焦立つてゐたのかも知れない。たゞ窓に立つて外を通る兵隊たちをぢつと見てゐた。格別うらやましいとも思はなかつた。夕方が来ると彼の飯盒に入れた食事が与へられ一枚の毛布が与へられた。彼はなるべく何も考へない様にしてばく

ばくと飯を食つた。そして灯をつけて貰へない室の中が暗くなるとすぐに毛布をくるくると巻きつけ床の上にくるが、寒くて眠れなかつた。

突然に日本のことが、日本のあらゆることが、この上もなく懐かしくなり矢も楯もたまらないほど帰りたくなつて来た。

彼は毛布に顔をかくしたまゝ、咽びありて泣いた。ほとんど一時間ばかりも泣きそして眠つた。翌日夜が明けるとすぐに彼は眼をさました。気持は安らかであつた。どうでもなれと思ひまたどうにかなるだらうとも思つた。いままでの戦功を一切棒にふることも何とも思はなかつたし、残念にも思はなかつた。

軍務において自分は完全に失敗した。罰をうけてその後で放免されたならばまた元の研究室に帰らう。そして静かに医学を勉強しよう。医学がたとひ軽蔑されるべき生命に執着するものであらうとそれに向つて自分の生涯は歩みをすゝめ、悔いしないで済むと思つた。

その日までの辛抱だ。黙つて待つてみようと思つた。夥しい軍靴の音が聞えて来た。彼は窓に立つて見た。部隊が過ぎて行く。移動だ。自分たちの大隊かも知れない。さうらしかつた。しかし彼はもう何とも思はなかつた。もはや彼の気持は軍人からも軍務からも離れて出征する以前の一医学徒になつてしまつてゐた。

たしか倉田少尉と思はれる人が一部隊の先頭に立つて門の前を過ぎて行つた。そして四列縦隊がざくざくと見る見る現はれては消えて行つた。たしか自分の中隊であつた。

しかし彼はもう何とも思はないむしろ思ふまいとしてゐた。

これを機会にして軍隊よりも抛り出される。研究室に帰るまでだ。医学博士になる事も出来るし、病院長になる事

も出来る これでない、ではないか

(原稿二三〇、二三一、二三二、二三三頁参照)

紙幅の都合で、この資料を用いた本文校訂の詳細は別稿に譲るが、ひとまずこの作業を通じて明らかになったのは、おおよそ以下の三点である。

まず第一に、少なくとも『意見書聴取書』に抜き書きされた部分については、戦後版の本文は、初出段階で伏字化されたりカットされたりした日本軍兵士による加害表現を、ほぼ原稿段階でのそれに戻している。第二に、本稿に先だって『生きてゐる兵隊』戦後版の本文検証を行った青木信雄は、原稿の「11」「12」は「戦後加筆されたものであり、「中央公論」所収の『生きてゐる兵隊』にはなかったのではないかと推測しているが、先掲の引用②は現行「11」の冒頭、引用③は同じく「12」の後半に出てくるくだりである。引用元として初出誌『中央公論』のページ数が記されず、原稿のそれしか書かれないのは、これらの箇所がそもそも公刊された雑誌には掲げられなかったことを意味しよう。逆に言えば、現行本文の「11」「12」に当たるエピソードの少なくとも一部は、すでに原稿段階で書き込まれていたことになる。⁽⁸⁾第三に、戦後版の本文では、原稿段階で存在した朝鮮人従軍慰安婦をめぐる記述（「将校の為には別に慰安所が設けられて朝鮮の同胞が行つてゐるといふ噂であつた」）がカットされている。

最後の問題だが、なぜ石川がこの記述を削除したかは現時点では不明である。⁽⁹⁾むしろここでは、こうした記述が原稿に書き込まれていたことの意義に注目したい。今回の作業によつて明らかになったのは、石川は日本敗戦後に場面やエピソードを新たに創作し、付け加えたわけではなかったらしい、ということだ。『意見書聴取書』の尋問記録によれば、石川が南京に入ったのは、日本軍による南京入城式典から三週間後の一九三八年一月七日だった。石川は、上海に向かう船上で知り合つた日本陸軍第二六師団第三三連隊（連隊長＝野田謙吾大佐）の補充将校たちに従つて南京に入り、以降八日間に

わたって、南京攻略戦に参加した兵士や軍属たちの話を聞き続け、精力的な取材を重ねた成果として、一〇日間ほど一気に『生きてゐる兵隊』を書き上げた。つまり、このテキストに刻まれた日本軍将兵のさまざまな振る舞いや言動は、戦場体験者たちの記憶をほとんど間を置かず小説という形式で語り直し、封じ込めたものだったことが、確実に裏付けられたことになる。

加えて、そのようなテキストが刊行されたタイミングも重要である。戦後版の奥付発行日は一九四五年一月二〇日だが、^⑩これに先立つ一月八日、連合国軍最高司令官マッカーサーは、国際裁判による日本人戦犯の訴追を担当する国際検察局を設置、キーナンを局長に任命した。対英宣戦布告から四年目にあたる同じ日には、民間教育局（CIE）の主導で、主要日刊新聞各紙に「太平洋戦争史」の連載も始まっていた。南京占領から四週間の出来事を、日本軍による「恐る可き悪虐行為」「近代史最大の虐殺事件」と紹介するこの記事によって、一般の日本語読者は、南京事件のあらましを初めて公的に告知されたことになる。^⑪一月一六日には戦犯指名を受けた元首相・近衛文麿が自殺、その翌々日（一八日）には、近衛の弁明「御前会議と日米交渉の経過」が『朝日新聞』に掲載される。同日の『東京新聞』には、東京裁判で検察側証人兼インフォーマントとして重要な役割を果たすことになる元陸軍軍人・田中隆吉の手記「開戦前後の真相——敗北の序章」が発表されている。

以上のコンテキストを踏まえれば、『生きてゐる兵隊』戦後版が日本敗戦後のきわめて微妙な時期に公刊されていたことは明らかだろう。発禁処分から七年後、ようやく日の目を見ることになったテキストは、こんどは日本の戦争犯罪をめぐる議論の渦中に投げ出されていたわけだ。

3 I P S 尋問調書を読む

こうして見ると、『生きてゐる兵隊』というテキストの歴史的意義が改めて確認できる。この作は、南京における日本軍將兵の暴虐を同時代の日本語で記述した貴重な証言であるだけでなく、敗戦直後の日本語の言語空間に南京事件の具体的なイメージを提供した、最も早いテキストの一つでもあった。

南京事件問題を日本の戦争犯罪を立証するモデル・ケースとしてとりわけ重視していた国際検察局が、そんなテキストを放っておくはずがない。本稿冒頭に掲げたキーナンの指示からわずか一週間後の一九四六年五月一日、石川達三は、東京法廷が設置された市ヶ谷台の旧陸軍省ビルに呼び出され、七五分間の尋問を受けている。担当した検察官は、エルトン・ハイダー (Elton M. Hyder)。テキサス州立大学出身の法曹家で、キーナンが連れて来たアメリカ人スタッフの中では最年少の人物だった¹²⁾。だが、この事実は、尋問対象者として石川が軽視されていたことを意味しない。ハイダーは他に、荒木貞夫・重光葵という二人のA級戦犯容疑者、岡田啓介・若槻礼次郎という二人の元首相の尋問を担当している。また、つとに笠原十九司が指摘したように、国際検察局の「南京事件」関連フォルダには、実際の南京作戦に参加した軍幹部である中沢三夫第一六師団参謀長、藤田進第三師団長、飯沼守上海派遣軍参謀長（いずれも肩書きは南京事件当時）と石川の調書が収められている¹³⁾。これらのことから、国際検察局がいかに石川達三の存在に注目していたかは明らかだろう。

石川の調書は、国立国会図書館が米国国立公文書館にマイクロフィルムの複写を発注した一連のI P S 関係文書の中に含まれている。よって、その内容は、現在国会図書館憲政資料室で確認することができる¹⁴⁾。タイプライターで作成された応答の記録が全一ページ、他に、石川が説明のために書いた手書きの地図が一枚、同じく石川自筆のメモが一枚。さらに、速記者による速記のメモ書きが五ページ分収録されている。石川の自筆メモには、「軍刑法」「新聞紙法」「安寧秩

序紊乱」「執行猶予」の文字とそれぞれのローマ字表記、また、⁴ months imprisonment⁴ の文字が並び、同じメモの最後には、当時の石川の住所と電話番号が記されていた。

のちの回想で石川は、このときの尋問について「敗戦後、東京裁判がひらかれたとき、米国側の検事団は『生きてゐる兵隊』を南京虐殺事件の証拠資料に使おうとした。ジープが迎えに来て私を裁判所の検事調べ室へつれて行った。私は不愉快だった。彼等は「協力しなければ逮捕する」と言った¹⁵と書いている。残された尋問調書を読む限り、石川は決して検察官に協力的ではなかったし、かなり慎重に受け答えをした様子がかがえる。歴史学者の粟屋憲太郎が強調するように、一般に尋問調書は「相当にクセのある資料」である¹⁶。しかも国際検察局の調書は、通訳を介したやりとりを英語で記録したもので、細かいニュアンスまではわからないところがある。だが、検察官と石川双方のコンテクストを踏まえて読み直せば、東京裁判関係としては決して長いとは言えない調書の中にも、それなりに興味深いやりとりがあったことが見えてくる。

取り調べを受ける石川の手もとには、河出書房版の単行本があったと推察されるが（両者とも「この本は」と言及する場面がある）、この尋問段階でハイダー検察官は、まず間違いなく『生きてゐる兵隊』を読んではいなかった。そのことは、尋問の内容にテクスト本文にかかるものが含まれていないことから明白である。また、この時点でのハイダーは、戦時下日本のメディア・コントロールにかんする基本的な知識も持ち合わせていなかったようだ。『生きてゐる兵隊』の処分をめぐるやりとりでは、二人のやりとりに業を煮やしたのか、尋問の通訳を務めた人物（ニシザキ・トオル）が介入し、日本の新聞では南京虐殺の報道が一切なされなかったこと、日本の一般読者に日本軍による虐殺事件が伝えられたのは、S C A P が発表したフィリップンでの所業が初めてだったことを説明する一幕もあった¹⁷。

こうした事情もあって、ハイダーの質問は、『生きてゐる兵隊』に記された個々のエピソードの事実性というよりは、石川自身の南京滞在時の見聞や経験、とくに、松井石根中支那方面軍司令官（当時）をはじめとする現地軍幹部との接触

の有無に向けられていた。そのような一連の問いに石川は、自分の南京到着時にはすでに秩序は回復しており虐殺は終わっていた、取材は軍幹部ではなく複数の兵士たちから行った、と応じている。さらに石川は、南京での出来事は「仕方なかった」として、日本軍による南京侵攻作戦の経緯を図示して説明したうえで、中国軍の唐生智司令官が兵たちを南京城内から撤退させなかったこと、中国軍兵士たちが平服に着替えて民間人に紛れ込んでいたこと、日本軍は補給が不足し、大量の捕虜を給養できなかったことなどの理由を挙げ、日本軍幹部を弁護している。こうした弁明は、東京裁判の弁護側最終弁論で提示された論点とほぼ同じである。総体として石川の説明は、当時の日本軍の作戦経過を踏まえたものとなっていて、彼の強靱な記憶力を物語るのみならず、かなり周到な準備の上で尋問に臨んでいた様子がうかがえる。

尋問との関連は不明だが、この二日前に石川は『読売新聞』に談話を寄せている（「裁かれる残虐『南京事件』」一九四六年五月九日）。当該記事で石川は、『生きてゐる兵隊』の一部を引きながら、中国人女性への性暴力、捕虜の大量殺害にかかるエピソードを紹介し、「支那へさえ行けば簡単に人も殺せるし女も勝手にできるといふ考へが日本人全体の中に永年培はれてきたのではあるまいか」「何れにせよ南京の大量殺害といふのは実にむごたらしいものだった。私たちの同胞によつてこのことが行はれたことをよく反省し、その根絶のためにこんどの裁判を意義あらしめたいと思ふ」と語っていた。南京事件だけではない。おそらく戦時中のある段階で石川は、アジア太平洋戦争開戦初期のマレーヤシンガポールで中国系住民虐殺についても聞き知っていた。¹⁸一九四五年一〇月四日付けの「日記」には、「ともあれ今次大戦に於ける残虐行為は、日本の信義を世界に失うことになった。日本に対する世界の不信と悪感情は、その原因の一部をここに有している。東洋の君子国と言われたそれは、いつの時代の国民であつたらうか」という一節が読まれるという。¹⁹

それが石川の思いであるなら、なぜ彼は国際検察局の尋問に非協力的だったのか。一つヒントになるのは、BC級戦犯問題との関連である。これに先立つ一九四六年四月三日、中国国民政府は南京に軍事法廷を設置、独自に戦争犯罪を裁く準備を進めていた。実際にそのようなことがありえたかは別としても、おそらく石川は、自らの証言で、かつて自分が取

材した部隊の兵士・軍属に追及の手が及ぶことを危惧したのではないか。調書の中で、自らが取材した兵士たちを“comrade”（＝同志・戦友）と呼んで憚らなかつた石川は、この局面では取材源の秘匿という原則を貫いていた。調書の中でも、自分の発言によって兵たちを東京裁判の証人にさせるようなことは避けたい、という主旨のことを語っている。その一方で石川は、『生きてある兵隊』を事実の記録なのかとくり返し訊ねるハイダーに対して、個々のエピソードには触れないまでも、次のように応じていた。

私が南京で起こった出来事を扱ったこの本を書いた意図は、我々の国には真実が伝えられていなかったからです。我が国民は、国外で何が起きているかを知らなかつた。そこで私は何があつたかを紹介し、彼らに真実を伝えようと思つた。言うまでもなくこれは虚構化されたもので、事実でも真実の記録でもありません。

興味深いことに、自分は銃後の人々に戦場で起こっていた「真実」を伝えなかつた、という石川のスタンスは、一九三八年の最初の裁判のときから変わっていない。しかし、一九四六年の旧陸軍省ビルの中でこの言葉を語る際には、おのずから別のニュアンスが生まれよう。この一言にハイダーは当然食いつき、角度を変えて似たような質問を執念深くくり返したうえで、次のように切り込んだ。

問 あなたがフィクションと呼んだものは、あなたが南京で日本軍兵士から実際に聞いたことなのですね？

答 ええ。

問 言い換えれば、あなたはでっち上げはしなかつた。それらはすべて、あなたが南京で収集した情報にもとづいていたと？

答 時々私はフィクションとするために、物語をアレンジしました。例えば、南京で起こった出来事があったとして、私の本の中では、他の前線のできごととして書きました。そのように虚構化を行ったわけです。

読まれるように、ハイダーの問いに対して石川は、自らが行った「虚構化」の説明で応じている。石川は、自分が南京での出来事として耳にしたことを、物語化する際に他の戦線で起こったこととして書いた部分がある、と述べていたのである。東京裁判で国際検察局は、分厚い証拠・証人を揃えることができた南京事件の立証に注力し、それを敷衍するかたちで、日本軍隊が同種の暴力・暴虐を中国各地でくり返していた、というストーリーを組み立てたが、『生きてゐる兵隊』を書く石川達三は、ちょうど正反対の操作をしていたことになる。

その徴証と見られるやりとりも残されていた。尋問の別の場面で石川は、南京市民が日本軍にいかに対敵的だったかを物語るエピソードとして、ある日本軍少尉が南京の市街地を歩いていた際、七、八歳の少女に背後から銃撃された事件に言及している。むろん、このときの石川は、日本軍隊による民間人虐殺が避けがたいものだった、(「仕方がない」)ことだと示したつもりだったのである。しかし、後代の読者は、ほぼ同じエピソードが、『生きてゐる兵隊』の第7章、一九三七年一月四日の丹陽駐屯時の場面で、「第三部隊の加奈目少尉」の殺害事件として語られていたことを知っている(『生きてゐる兵隊』では、少女の年齢は二、三歳となっている)。こうして考えれば、石川がハイダーによるまとめを否定していないことは重要だ。石川は、『生きてゐる兵隊』のエピソードにまつた多くの虚構は含まれないと暗に語ってしまったことになるからだ。

さきの弁明を見ても分かるように、石川達三には、主観的には東京裁判に協力したつもりはなかっただろう。しかし石川は、執拗な質問に対し、日本軍の兵士から捕虜の大量殺害の話を書いたこと、捕虜の殺害が個々の兵士の意志によるものではなく、何らかの組織的指示があっただろうことを認めてしまっている。それは国際検察局にとって決して目新し

情報ではなかったかも知れないが、現地軍司令官と東京の政府の不作為責任を問おうとした東京法廷での立証方針と矛盾するものではなかった。²⁰⁾

石川の尋問が一度で終わっていることは、国際検察局が石川や『生きてゐる兵隊』の証拠採用を断念したことを意味している。しかし、この尋問の記録は結果的に、『生きてゐる兵隊』の記述が、いままで考えられていた以上に南京での出来事と密接に関係していたことを教えてくれる。言い換えれば、調書に残された石川の言葉は、このテキストを、日本兵による南京戦の戦場記憶、南京城内外での暴虐にかかる記憶を冷凍保存したものと位置づける新たな傍証と見なすことができる。

4 『生きてゐる兵隊』の戦争責任

一方、敗戦後の文学言説の場で、単行本として刊行された『生きてゐる兵隊』の反響は決して大きくなかった。一九五二年の中野重治は、「戦後まもないころの一般の空気」として、「当時アメリカ占領軍によって検閲制度がしかれ、「戦争もの」の出版は直接禁止されぬまでも甚だ好ましくないものという取扱いを受けていた」と書いている。²¹⁾ あるいは、そんな雰囲気の影響されたのかもしれないし、敗戦直後の混乱の最中で、まだ文学批評どころではなかったかもしれない。しかし、そうした状況下で『生きてゐる兵隊』に鋭く反応したのが、『新日本文学』に拠った二人の評論家、小田切秀雄と岩上順一であった。彼らはそれぞれ、『生きてゐる兵隊』を批判的に乗り越えるべき対象とする議論を展開した。

「文学における戦争責任の追求」（『新日本文学』一九四六年五月・六月）で著名な小田切は、それに先だって、同じ雑誌の創刊号（一九四六年三月）に、「生きてゐる兵隊」批判 戦争と知識人の一つの場合」という長文の評論を発表している。『生きてゐる兵隊』は「侵略権力」による「犠牲の小羊」なのか、それとも「耳まで口の裂けた狼の子供」なのか。

そう問いかける小田切の批判を簡潔に要約すれば、この作で石川は「戦場と人間、特に知識人と内面との関係を問題的に取り上げようとした」が、「人民出」の兵隊を偏見に満ちた視線で類型的に描くことで、「皇軍」の「神兵」という押しつけられた観念を丁度裏がえて見た」に過ぎず、しかもそのような偏った類型に自己を適合させようとする「知識人」を描くという二重の誤りを犯した、というものだ。そこから小田切は、「生きてゐる兵隊」をめぐるのは、比類少く残酷な兵隊と、そこへまで落ちぶれて行くまがひの知識人と、それを知識人一般の現実として肯定しようとする作家と、その作家を特高裁判にかける侵略権力」に他ならず、「今日の自由は、このやうな作品を刊行する「自由」でもある、との結論を導き出している。

石川の裁判は「特高」がらみではなかったけれど、現在の目から見ても、小田切の批判は決して的外れなものではない。おそらくは一九四〇年の宮本百合子による評価（『生きてゐる兵隊』は）こちらから携帯して行つた諸問題を背負わせるにふさわしい人物を兵の中に据え、全く観念の側から人間を動かして、結論的にはそれらの観念上の諸問題が人間の動物的な生存力の深みに吸い込まれてしまふといふ過程を語つてゐる「昭和の十四年間」『日本文学入門』日本評論社、一九四〇年）を踏まえた論評だろうが、「人民出」の兵隊の個性や「内面生活」が描かれていないという指摘は適切だし、「比島戦に於ける日本軍の惨虐」その他（終戦後の米軍発表）に見られるやうな「日本軍の「残酷性」が「侵略軍の本質」として生々しく描かれたことに、一定の評価を与えてもいる。敗戦直後の用紙事情が厳しい時期に、他ならぬ『新日本文学』の創刊号に長い批評を寄せていることも、この作に対する小田切の評価のあらわれだと言えるだろう。

だが、わたしが問題と思うのは、石川の描いた「人民出」の兵士たちが、いかなる意味で「類型的」と言われているかである。小田切は、『生きてゐる兵隊』作中で日本軍兵士の典型と描かれた「笠原伍長」という人物を取り上げて、次のように書いている。

恰も予防線を張るやうに作者は「戦場といふところはあらゆる戦闘員をいつの間にか同じ性格にしてしまふ」と書いてゐるが、職業軍人は別として、人民の生活の中から引き出されて行つた多くの私達の息子・親・夫・兄弟・友人・同僚たちがすべてその本質上笠原の如くであつたとは私にはどうしても信ずることが出来ない。

難しい部分なので、少していねいに見ていこう。まず分かることは、小田切が日本軍隊の構成員を「職業軍人」と「人民の生活の中から引き出されて行つた」多数者とに区分けし、前者を「本質上」暴力的な存在と見なしていることである。そして、「職業軍人」ではない多数者を、「私達」とごく近い身近な存在と表象することで、彼らを自分たちの側に引き寄せようとしている。さらに小田切は、そのような身近な存在としての多数者たちは、本来的には「残虐」な暴力を行使するような人間ではないはずだ、という信念（もしくは願望）を表明している。日本軍隊の中国やフィリピンでの蛮行を、「日本軍」のそれとしてではなく、「侵略軍の本質」と言い表したあたりにも、同様の問題を指摘できるだろう。

小田切の行論をよく読むと、石川のテクストに即して「人民」対「知識人」という二項対立を設定しているように見え、実際には別の境界線を持ち込んでいることがわかる。小田切は、「知識人出でない多くの兵隊のひそめられた心の内部にも人間性に根ざしたいろいろの火花が何らかの形で散らされてゐるに相違ない」と書く。では、その「人間性」とは何か。それは、「斬られる側の人間の苦しみ」を想像する力であり、「自己の直面してゐる支那軍や支那民衆について何らかの形で関心なり疑惑なり追求なり感動なり」を感じる力のことである。小田切は、「職業軍人」はともかくも、「人民出の兵隊」には、本来それがあつたはずだ、と言うのである。

わたしは別に、日本軍隊の本質論を展開したいのではない。できることなら小田切の「人間性」に対する信頼には同調したいほどだ。しかし、彼の議論は、「人民出」だろうが知識人だろうが、日本軍隊が行つた暴力の責任への問いを、微妙にずらす内容となっている。さきに見たように、国際検察局の尋問で石川は、自分が取材した兵士や軍属についての情

報を一切語らなかつた。その事実が端的に示しているように、南京での（そして、他の多くの場所での）暴力行為や加害の責任は、ひとえに「職業軍人」だけが負うべきものではないとわたしは思う。小田切のコメントは、「人民出」の兵士たちを免責し、つまりは表象としての「人民」を救い出すものとなっているのではないか。

同様の問題は、岩上順一が復活した文芸家協会の機関誌『文学会議』に寄せた「書評 生きてゐる兵隊」（一九四七年二月）にも指摘できる。論の冒頭で「日本軍隊が事実かずしれぬ非戦闘員殺戮をおかしたことは今日国民にはじめて知らされた」と書いた岩上は、『生きてゐる兵隊』が、日本軍隊による「さまざまな暴行掠奪」を記述したことを、「これをかきしるしたことはかかるともかきしるさなかつたことよりは真実にちかい」と一定の評価を与えている。だが、問題はそれらの行為が、どんな立場から表現されたかであると考える岩上は、石川が「侵略戦争の本質」を正しく認識することを回避した結果、「表面的現像的な残虐行為をかきしるすことによつて、侵略戦争をよりお上品なすがたで遂行せよと提示してゐるにすぎない」と指弾してみせる。

確かに、日本軍隊がどのように戦争を遂行しようが侵略戦争という本質は変わらない、という岩上の主張は正しい。だが、ただ正しいだけである。しかもどこか他人事だ。岩上は、『生きてゐる兵隊』が描いたような「兵隊たちの非戦闘員殺戮」は、「日本軍の全体的な方針であり指令」であつて、「個々の兵隊たちは日本軍のこの残虐な全体的統制のもとにその首脳部の指令を忠実に勇敢に実行したにすぎない」とする。悪の根源は「軍国主義」であり、「反動的軍閥官僚」であり「軍の首脳部」である、というわけだ。

なお、この岩上の批評に対しては、石川達三が即座に反論している（「時代の認識と反省——評論家岩上順一君に——」『風雪』一九四七年四月）。だが、石川の議論は子どもじみた癩癩をたつぷりの嫌味にくるんでみせた程度のもので、見るべきものはあまりない。唯一汲むべきは、石川が戦時と戦後の連続性を問うた箇所だろう。石川は、岩上の批判は、自分だけでなく「日本の殆ど全部の国民」を「罵倒」しているのではないかと問うている。「何となれば日本人の殆んど全

部はこの侵略戦争に協力したのであつたからだ。

もちろん、石川の言う「日本人」に台湾人や朝鮮人は間違いなく入っていない。自分も日本の戦争に協力した「小さな戦争犯罪者である」と書いた石川は、自らの責任を部分的に認めることで誠実さと反省のポーズを演出しながら、小田切や岩上とは違う意味で「民衆」という表象を構成する。「まことに民衆は愚である。民衆は何も知らない。私も知らなかつた」。自分（たち）は欺された、という議論のバリエーションであることは明らかだが、このように書くことで石川は、「あの戦争」を「侵略戦争」と呼ぶ側こそが、「自分の戦争責任を逃れようとする魂胆」の持ち主ではないのかと、こちらもまた「民衆」という表象に隠れて批判の矢を放ってみせるのだ。

敗戦直後の転換期、とくに軍や政府の高官層を中心に、石川が苦々しく述べたような変わり身の早さを発揮した者たちは確かにいた。東京裁判関連の各種資料をひもといていると、その痕跡をまざまざと実見することができる。しかし、同じ批判であっても、誰が・いつ・どのように口にするかによって、その説得力は段違いになる。石川にかんしては、『武漢作戦』以降の執筆活動や、アジア太平洋戦争開戦時の海軍報道班員としての経歴、一九四四年末以降は日本文学報国会実践部長の任になったこと等が、当時の言説の場に生々しく記憶されていた。そのため、当時から石川達三に対しては「発禁書再刊といふ形で、これを世に送ることによつて、あはよくばひとかどの反戦作家（？））になりすます魂胆であつたらしい。馬鹿馬鹿しい」という非難の声が挙がっていた（荒正人「文芸時評——一切「外」の責任」『読売新聞』一九四六年四月一三日）。

たしかに戦時末期の石川は、当時の戦争指導に対するかなり立ち入った批判を展開していた。しかし、『成瀬南平の行状』（『毎日新聞』一九四五年七月一日〜七月二十八日、以降連載打ち切り）をはじめとする一連の発言は、石川巧の表現を借りれば、「戦争で勝つためにこそ言論の自由が必要だといっているものであり、その点においては、大真面目に大政翼賛運動を推進しているともいえる」²²⁾。一見過激な直言とも見える石川の発言は、現在進行形の戦争をよりよく戦おうとする

立場からの発言であって、決して戦争遂行自体への批判ではなかった。敗戦後の石川が、岩上の批判に冷静に対応できなかったのも、敗戦後にいちはやく立ち上がった知識人グループ「自由懇話会」に参加（一九四五年一〇月）、日本文芸家協会「創立総会」で理事に就任していた（一九四五年一二月）自らの立場と、戦時下における自己の行動・言動との整合性に具体的に触れられなかったからだと考えれば、あらかたの説明はつく。

以上、『生きてゐる兵隊』戦後版の受容の現場を見てきた。わたしは別に、小田切秀雄や岩上順一がこの作を読み間違えていた、と言いたいのではない。テキストがどう読まれるべきかをあらかじめ決めることはできない。それに、小田切や岩上の問題意識をより正確に読み解くためには、同時代の戦争文学をめぐる問題構成や、「人間性」にかかる議論の動向をつぶさに確認する必要がある。ただ、こと『生きてゐる兵隊』の評価にかんして言えば、小田切も岩上も、戦時下の日本軍隊と自らの読者とを、ひそかに切り分けて議論を展開しているように見える。それこそ、「職業軍人」ではない「私達の息子・親・夫・兄弟・友人・同僚たち」が、そのような「残虐行為」の主体でありえた可能性をなるべく考えないかたちで、議論を組み立てているように見える。「支那へさへ行けば簡単に人も殺せるし女も勝手にできるといふ考へ」が「日本人全体の中に永年培はれてきたのではあるまいか」という石川の記した疑いにはなるべく触れないかたちで、自分たちの読者に語りかけているように見える。だが、じつはそれらのことこそが、テキストとしての『生きてゐる兵隊』が描き出してしまったことに他ならなかった。

興味深いことに、このあと石川達三は、まさに戦時・戦後の価値観の変転に翻弄される「職業軍人」の再出発を描いた小説『望みなきに非ず』の連載を開始する（『読売新聞』一九四七年七月一六日～一一月二二日）。一九四九年には、『中央公論』編集部を舞台に、軍人やその手先に翻弄される旧時代のジャーナリスト一家に焦点を当てた長篇『風にそよぐ葦』に着手していった（『毎日新聞』一九四九年四月一五日～一一月一五日、一九五〇年七月一日～一九五一年三月一〇日）。敗戦後の石川達三は、戦争の記憶は語っても、戦場の記憶を本格的に問題化することはなかった。言ってみれば、『生き

てゐる兵隊』は、作者からも半ば敬して遠ざけられるテキストとなつてしまった。

〔付記〕 本稿は、国際ワークシヨップ「グローバルな記憶空間と東アジア」（二〇一七年九月二一日、韓国・西江大学校）での報告をもとに改稿を加えたものである。ワークシヨップ期間中、会場の内外で貴重なコメントを頂戴した方々に感謝の意を表したい。本文中のIPS尋問調査からの引用は、すべて拙訳である。なお、本研究は大妻女子大学戦略的個人研究費（S2926）、JSPS 科研究費（15K12852）の成果である。

注

- (1) Keenan, Joseph B. *BREIFING OF INTERROGATIONS* (May 4, 1946), The Tokyo War Crimes Trial Digital Collection, <http://imtf.law.virginia.edu/collections>
- (2) 笠原十九司「日本の文学作品に見る南京虐殺の記憶」（都留文科大学比較文化学教科編『記憶の比較文化論 戦争・紛争と国民・ジェンダー・エスニシティ』柏書房、二〇〇三年）。
- (3) 注2、笠原前掲論文。
- (4) 牧義之『伏字の文化史 検閲・文学・出版』（森話社、二〇一四年）。
- (5) 河原理子『戦争と検閲 石川達三を読み直す』（岩波新書、二〇一五年）。同書によれば、石川達三の日記の原本は遺族が保管しているという。
- (6) 久保田正文『石川達三論』（永田書房、一九七二年）。先掲の石川達三のコメントに従えば、「初校刷」に直接「赤インク」で「削除」の指示がなされていたわけであるから、『中央公論』編集部による本文処理は印刷所への入稿時ではなく、「初校刷」の時点で行われたとみられる。「伏字部分は埋められていた」という久保田の記述はややわかりにくい、「赤インク」での削除指示はなされていたものの、もとの活字が判読可能な状態にあった、と言うことだろうか。
- (7) 秋田市立中央図書館明德館石川達三文庫蔵。同じ資料のコピーは、同志社女子大学図書館にも所蔵されている。
- (8) 青木信雄『石川達三研究』（双文社出版、二〇〇八年）。

- (9) この記述の存在は、拙稿「テキストという名の戦場——金史良『郷愁』の言語戦略」(『日本文学』二〇一五年一月)でも言及した。
- (10) 前掲の河原理子は、『生きてゐる兵隊』戦後版について、「戦時中発禁の名著——発売中」と銘打った出版広告が、十一月二日付読売新聞朝刊に載っていたから、十一月下旬には書店に並んだかもしれない」と記すが(注5、河原前掲書)、これは誤認である。河原が言及した広告は一九四六年一月二九日付『読売新聞』一面に掲げられた海口書店版「生きてゐる兵隊」の広告であつて、河出書房版ではない。河出書房版が市場に出回ったタイミングについては、さらに調査が必要となる。
- (11) 南京事件調査会編『南京大虐殺否定論 13のウソ』(新装版、柏書房、二〇一三年)の第2章は「本当に誰もが南京事件のことを知らなかったのだろうか」と題されている(執筆担当は歴史学者の吉田裕)。ここでは、同時代の日本語読者の中でも、現地の日本軍関係者・外交官僚・海外情報に日常的に接していた知識人がそれぞれのルートで南京事件にかかわる情報を了知していたこと、中国の日本人社会だけでなく、「内地」の一部の人々にも、「噂」というかたちで南京作戦時の日本軍の非道行為が伝わっていたことを資料に即して明らかにしている。内務省警保局による押収を免れた石川達三のテキストも、こうした情報流通の一助となったことは確実である。しかし、同書で吉田も指摘しているように、同時代の日本の軍・政府は、南京事件に限らず、中国戦線での日本軍の暴虐行為の報道に堪んして、厳格な報道管制・情報管理体制を構築していた。そのため、「多くの国民は、南京事件のことを戦後、初めて知ることになった」(吉田)のだった。
- (12) 『ニューヨーク・タイムス』のバックナンバーに、ハイダーの死を報じた記事が出ていた(一九九五年一月二〇日付)。記事によれば、一九九五年に七五歳で世を去ったハイダーは、日本の戦争犯罪担当検事のうち、最後の生存者だったという(Thomas Jr. Robert McG. *Elton M Hyder, 75, Lawyer and Philanthropist*, <http://www.nytimes.com/1995/10/20/us/elton-m-hyder-75-lawyer-and-philanthropist.html> 二〇一八年一月二日閲覧)。同記事によれば、ハイダーは一九四三年に一度海軍に入隊するもマラリアのために除隊。一九四四年にはテキサス州で当時最年少の州検事総長アシスタントとなり、その縁で、当時のトム・クラーク合州国司法長官に紹介されたことが、戦争犯罪裁判に関係するきっかけになった、という。
- (13) 笠原十九司「百人斬り競争」と南京事件 史実の解明から歴史対話へ(大月書店、二〇〇八年)。
- (14) "Exhibit No. 945: Transcript of Interrogation of ISHIKAWA, Tatsuzo 11 May 1946, by Mr. E. M. Hyder", "Exhibit No. 946:

Steno notes of interrogation of ISHIKAWA, Tatsuzo 10 May 1946, by Miss Claire Stegannell. 国際検察局文書 Entry 312; Case No.439; Nanking Incident

- (15) 石川達三『経験的小説論』(文藝春秋、一九七〇年)。
- (16) 栗屋憲太郎『東京裁判への道』(講談社学術文庫、二〇一三年)。
- (17) おそらく、一九四五年九月一日付で米國太平洋軍司令部が発表した「比島戦における日本軍兵士の暴行」(『毎日新聞』の記事見出しによる)の内容だろう。『朝日新聞』では、翌九月一六日付紙面で「比島日本兵の暴状」のタイトルで、同じ内容が報じられている。
- (18) 石川達三は、アジア太平洋戦争開戦時に海軍報道班員に任じられ、南方に派遣されている。戦後に発表した徵用当時の日記には、一九四二年四月一日の記述として、「マレーに於て、華僑対策は峻烈を極めた」「不逞分子に対しては共産党を中心に峻烈な検挙を行い、シンガポールに於ては三千五百、ペナンでは五百以上の者を斬ったと言われている」との一節がある(石川達三『徵用日記その他』幻戯書房、二〇一五年)。
- (19) 注5、河原前掲書。
- (20) 戸谷由麻『東京裁判 第二次大戦後の法と正義の追求』(みすず書房、二〇〇八年)。
- (21) 中野重治「解説」(『現代日本小説大系 第五十九卷』河出書房、一九五二年)。
- (22) 石川巧『幻の雑誌が語る戦争』『月刊毎日』『国際女性』『新生活』『想苑』(青土社、二〇一八年)。